

個人所得に係る**主な税制改正の概要**

令和5年度（令和4年分）以降の適用分

1 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限延長と控除限度額の見直し
住宅ローン控除における適用期限が4年延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が新たに対象となりました。

また、市・県民税における住宅ローン控除限度額については、消費税率の引上げに伴う需要平準化対策が終了したため、前年分の所得税の課税総所得金額等の額の5%（最高97,500円）に引き下げます。

市・県民税の住宅ローン控除限度額

入居した 年 月	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで(注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで(注2)(注3)
控除限度額	A × 5% (最高 97,500 円)	A × 7% (最高 136,500 円)	A × 5% (最高 97,500 円)

※表中のAは所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額）です。

（注1）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合に限り、それ以外の場合は、平成21年1月から平成26年3月までに入居した方と同じとなります。

（注2）令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%かつ注文住宅の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約した方に限り、控除限度額は所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）になります。

（注3）令和6年以降に建築確認を受ける住宅（登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除く）または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限り、適用されます。

住宅ローン控除の控除期間

	入居した年月	控除期間
一定の省エネ基準を満たす 新築住宅等	令和4年から令和7年	13年
その他新築住宅	令和4年から令和5年	13年
	令和6年から令和7年	10年
既存住宅	令和4年から令和7年	10年

2 市・県民税の非課税判定における未成年者の年齢引き下げ

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の人、市・県民税が賦課されるかどうかの判断において未成年者に当たらないこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、未成年者に当たらない人は、前年中の合計所得金額が38万円（注）を超える場合には課税されます。

未成年者の対象年齢

令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 (令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた人)	18歳未満 (令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた人)

(注) 扶養親族がいる場合、非課税となる合計所得金額の範囲が異なります。

3 セルフメディケーション税制の延長と見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期間が5年間延長されました。

セルフメディケーション税制改正内容

	改正後	改正前
適用期間	令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで	平成29年1月1日から 令和3年12月31日まで
税制対象 医薬品	対象をより効果的なものに重点 スイッチOTC薬から、効果の薄いものを 対象外とする とりわけ効果があると考えられる薬効 (3薬効程度)について、スイッチOTC 成分以外の成分にも対象を拡充	スイッチOTC薬
手続き	取組(予防接種等)に関する書類の確定 申告書への添付は不要(手元保管) 医薬品購入費は明細を添付(取組に関す る事項を明細に記載)	取組に関する書類は確定申告書への添付 が必要(e-Taxの場合は手元保管) 医薬品購入費は明細を添付